

おおさき地区医介連ネットワークシステム MCS運用ポリシー

一般社団法人 大崎市医師会
おおさき地区医介連ネットワーク運営委員会

令和3年 3月 1日改正版

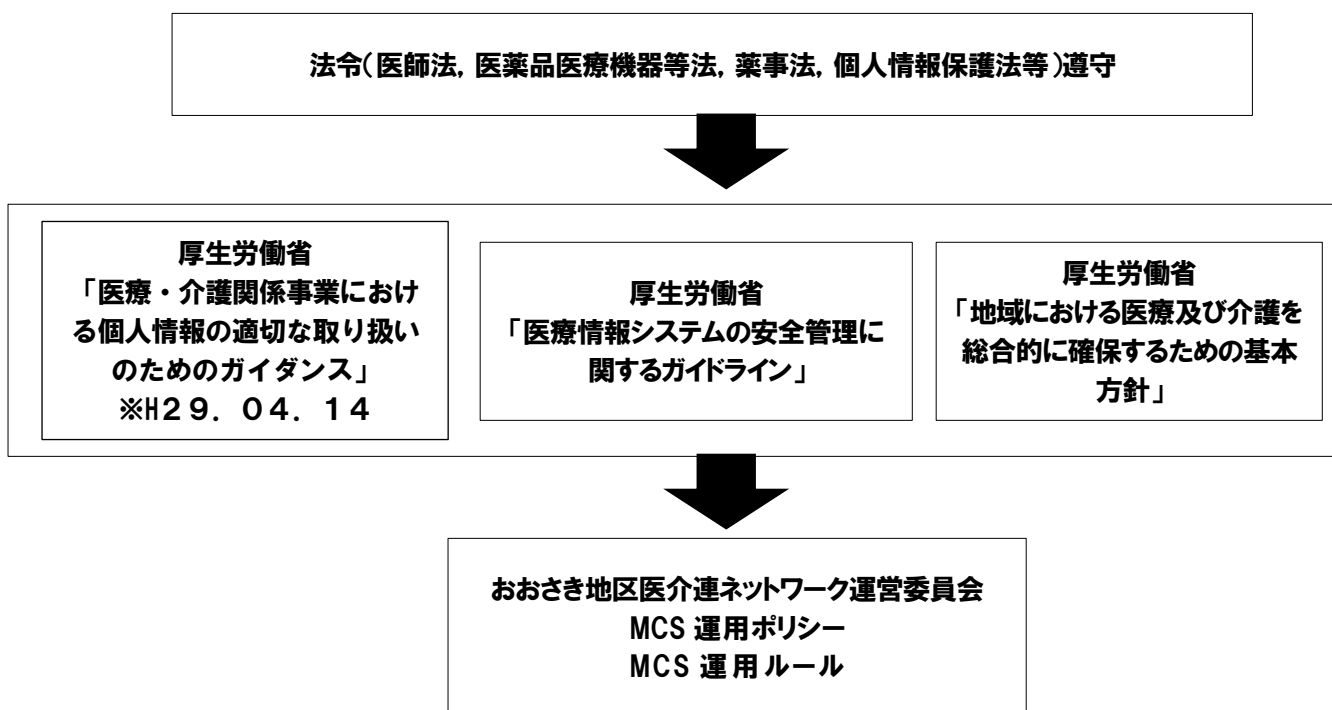
おおさき地区医介連ネットワークシステムMCS運用ポリシー

はじめに

医療介護の現場では、「医師法、医薬品医療機器等法、薬事法、個人情報保護法」に関する法律などの法令遵守はもちろん、厚生労働省の「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」や「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」など、これらのガイドラインに基づき、システムの適正な運用を行っていく必要がある。

本運用ポリシーは、株式会社日本エンブレースが提供する医療介護専用のコミュニケーションシステム「メディカルケアステーション」（以下MCS）を利用するにあたって各種法令の遵守、ガイドライン等を考慮しながら最適な個人情報管理、運用ができるように作成した。記載されている内容は、MCSを利用する事業所及び従業者が適用の対象となる。

本運用ポリシーは、MCS V2.0の機能をベースに記載されており、法令や厚生労働省等の各種ガイドラインの改訂やMCSの機能強化などに伴い必要に応じて改訂される場合がある。



(目的)

第1条 この運用ポリシーは、大崎市医師会と(株)日本エンブレースが、サービス提供に関する契約を締結した完全非公開型医療介護専用SNS「メディカルケアステーション(MCS)」の取り扱い及び管理に関する事項を定め、システムの適正な利用に資することを目的とする。

(名称)

第2条 前条のシステムは、「おおさき地区医介連ネットワークシステム(以下「医介連システム」という。)」と称する。

(運用目的)

第3条 医介連システムは、在宅医療の充実に向けた多職種連携のためのコミュニケーションツールとして活用する。なお、診療・看護・介護等の記録ではなく、「顔の見える関係」を基盤とした上で、従来の連絡手段を補完・補強する形で運用されるものとする。

(目的外使用の禁止)

第4条 医介連システムを、在宅医療の充実に向けた多職種連携業務以外に使用することを禁止する。

(対象)

第5条 この運用ポリシーは、医介連システムを活用する利用者全員に適用される。

(運用ルール)

第6条 利用者は、別に定める「おおさき地区医介連ネットワークシステムMCS運用ルール(以下「運用ルール」という。)」に基づき、利用するものとする。

(運営)

第7条 医介連システムは、別に定める「おおさき地区医介連ネットワーク運営委員会(以下「運営委員会」という。)」が運営する。

2 運営委員会は、医介連システムにかかる以下の業務を所掌する。

- (1) 運用ポリシーに関すること。
- (2) 運用ルールに関すること。
- (3) 利用者の管理、監督に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、運営に必要な事項に関すること。

(事務局)

第8条 医介連システムの事務局は、一般社団法人大崎市医師会「大崎市在宅医療・介護連携支援センター」に置く。

2 事務局は、医介連システムにかかる以下の業務を所掌する。

- (1) 利用者の登録(運用ポリシー並びに運用ルールの説明及び配布、申込書の受付、利用決定の可否、申請書の保管、IDパスワードの付与等)及び退会(退会届の受付、利用者の削除)に関すること。
- (2) MCS利用者に対して、運用ポリシー及び運用ルールの徹底を図るための研修を行うこと。
- (3) グループの設置状況の把握並びにグループ内の管理者の把握に関すること。
- (4) 利用実績の集計及び分析に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、システムの管理に必要な事項に関すること。

(利用者)

第9条 医介連システムは、次の者が利用できる。

- (1) 大崎市内の地域包括ケアに関係する業務に従事する者。
- (2) 在宅医療の充実に向けて、多職種連携業務を行う必要がある大崎市以外の医療・介護業務に従事する者。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、事務局が必要と認める者。

(法令及びガイドライン)

第10条 利用者は、刑法（明治40年法律第45号）、医師法（昭和23年法律第201号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の各種法令を遵守し、以下のガイドライン等の最新版の内容を十分理解した上で、医介連システムを利用するものとする。

- (1) 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（厚生労働省）
- (2) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（厚生労働省）
- (3) 医療情報連携において、SNSを利用する際に気を付けるべき事項（一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会）

(損害賠償)

第11条 利用者は、運用ポリシー及び運用ルールの各条の規定を遵守せず連携守秘について違反した場合、利用者の所属する事業所の規定に基づき、誠意をもって損害賠償の責を負うこと。

(利用者への指導等)

第11条 運営委員会は、本運用ポリシー、法令及び公序良俗等に反する利用をしたと認められる利用者に対し、注意や指導を行うことができる。

2 運営委員会は、前項に規定する注意や指導に従わない場合、事務局に登録を削除させることができる。

(その他)

第12条 この運用ポリシーに定めるもののほか、必要な事項は運営委員会が別に定める。

附 則

この運用ポリシーは、平成30年4月1日から施行する。

令和3年 3月 1日 一部改正